



# 鳥取県公報

平成 29 年 5 月 31 日 (水)  
号外第 5 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 内水面漁	あゆの採捕の禁止 (4) . . . . .	2
管委告示	水産動物の採捕の禁止に関する指示 (5) . . . . .	2

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 4 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成29年 5 月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成29年 6 月 1 日から 同月30日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154－ 1 地先佐崎橋から下流の区域）	”	”

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 5 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成29年 5 月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

#### 1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流 240 メートルの地点と上流 535 メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 47 号）第 38 条第 1 項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

#### 2 指示期間

平成29年 6 月 1 日から平成30年 5 月31日まで